

# 第6次佐倉市障害者計画【市】と第5次障害者基本計画【国】との対応表

資料7

第6次佐倉市障害者計画【市】					第5次障害者基本計画【国】	
目標	施策	事業名	実施内容	令和3・4年度 進捗状況	Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向(11の分野)	
①障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1) 障害理解の促進	1 障害のある人となない人の交流機会の創出	障害のある人となない人が、ともに活動する場を設け、交流を通じて障害や障害のある人への理解促進を図ります。	令和3年度から、障害者週間に「みんなで知ろう！パラスポーツ！」を開催し、障害理解の促進を図ると共に、障害のある人となない人の交流機会を創出しました。	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備<P61> (2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進<P62>	○レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、 <b>各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催</b> し、障害者等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行う。[10-(1)-7]<P62>  ○障害者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備を進めるとともに、障害者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組を行い、 <b>障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくり</b> に取り組む。その際、指導者になる障害者の増加や障害者自身のボランティアへの参画を図る。併せて、特別支援学校中学部等を含めた運動部活動の地域連携・地域移行に向けて、生徒のスポーツ機会の実態等を踏まえ、広く障害者スポーツに係るリソースも積極的に活用し、人材の育成や、地域の体制整備を図る。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーをいかし、共生社会の実現に向け、 <b>障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会</b> をつくり、パラリンピック等の障害者スポーツの振興を図る。[10-(2)-1]<P62>
		2 障害者週間を活用した啓発事業の実施	引き続き、佐倉市障害者総合支援協議会等の関係機関と連携し、障害についての理解を促進するための <b>講演会</b> 等々、障害者週間に実施します。 また、 <b>市広報</b> などの情報伝達手段を活用した事業の周知を行い、関心を高めることで障害への理解を図ります。	・「みんなで知ろう！パラスポーツ！」にて、佐倉市障がい者団体等連絡会が実施した「まちのバリア点検会」の活動紹介を行いました。 ・こうほう佐倉にて、東京2020パラリンピックの入賞者について紹介し、障害理解を図りました。	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築<P43>	○家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援する。また、ピアサポーターの育成を行うとともに、 <b>ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化</b> 等(注釈35・ピア(peer)は「仲間、同輩、対等者」の意。同じ課題や環境を体験する者がその体験から来る感情を共有することにより、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得ることを目的とする。)の障害者同士・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図る。[7-(2)-9]<P44>
		3 ピアサポートを活用した講座の実施	障害のある人や家族に向けて <b>ピアサポーターを講師</b> とした講座を開催し、障害特性や支援方法についての理解促進を図ります	ピアサポーターを講師として、「中途失聴者・難聴者の支援を学ぶ講座」を実施しました。	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (2)障害を理由とする差別の解消の推進<P19>	○障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、 <b>障害を理由とする差別の解消</b> に向けて着実に取組を進めるとともに、 <b>事業者による合理的配慮の提供を義務付ける</b> こと等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行う。[1-(2)-1]<P19>  ○障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、 <b>ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上</b> のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進める。その際、各施策分野の特性を踏まえつつ、当該施策分野における環境の整備に係る具体的な考え方を指針等において具体化するなど、施策の円滑な実施に配慮する。[1-(2)-2]<P19>
	2) 権利擁護の推進	4 差別解消に向けた取組の実施	障害のある人への <b>差別解消と合理的配慮</b> について、本人及び関係者を含めたすべての市民の理解促進に向けた取組を、 <b>佐倉市障害者差別解消支援地域協議会</b> や関係機関と連携し推進します。	・改正障害者差別解消法の認知度等を把握するため、事業者へのアンケート調査を実施しました。 ・民間事業者の研修に、市職員が講師となり障害者差別解消法の周知を行うなど、障害理解の促進に努めました。	5. 行政等における配慮の充実 (3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等<P36>	○各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うとともに、 <b>ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備</b> を着実に進める。[5-(3)-1]<P36>
		5 佐倉市成年後見制度利用促進計画に基づく制度の利用促進に向けた取組の実施	<b>成年後見制度</b> について、障害福祉の現場で働く職員等に対し制度の周知を行うことにより、利用の必要性についての理解を広め、制度利用を必要とする方を把握し、対応の充実に図ります。	相談支援事業所連絡会にて、成年後見支援センターと従事者が成年後見制度に係る情報交換を実施しました。	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (1)権利擁護の推進、虐待の防止<P18>	○障害者本人に対する意思決定支援(意思を形成及び表明する段階の支援を含む。)を踏まえた自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、 <b>成年後見制度の適切な促進</b> に向けた取組を進める。[1-(1)-4]<P18>  ○知的障害又は精神障害(注釈17・発達障害を含む(7-(1)-2において同じ。))により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことのできる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。(略)[1-(1)-8]<P19> [7-(1)-2:再掲]<P43>
		6 障害者虐待防止への取組の推進	<b>虐待の予防と早期発見</b> を図るため、障害者虐待防止法の理解促進と、虐待に関する通報義務の周知を行い、迅速かつ適切な対応の強化を引き続き実施します。	虐待通報を受けた際は、関係機関と連携し迅速な情報収集及び事実確認に努めました。また、従事者による虐待の場合は、必要に応じて再発防止計画を作成し、その進捗等について確認しました。	○障害者虐待防止法等に関する <b>積極的な広報・啓発活動</b> を行うとともに、障害者虐待防止法等の適切な運用を通じ、障害児者に対する虐待の相談支援専門員等による未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者を含めた家族に対する相談等の支援に取り組む。[1-(1)-1]<P18> [7-(2)-7:再掲]<P44>  ○強度行動障害を有する者の支援体制の整備が <b>障害者虐待の防止</b> に重要な関わりがあるとの観点を踏まえつつ、強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施などの支援体制の整備に取り組む。[1-(1)-2]<P18>	

目標	施策	事業名	実施内容	令和3・4年度 進捗状況	Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向(11の分野)		
①障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3)	福祉教育の充実	7 福祉体験学習の取組実施支援	児童・生徒を対象とする学習プログラムの作成(交流及び共同学習)を行い、関係機関と連携し、教育現場での福祉学習の推進を支援します。	人権尊重のまちづくりデリバリー事業において、東京2020パラリンピック入賞者を講師として、市内小学校にて障害についての福祉学習を実施しました。	8. 教育の振興 (1)インクルーシブ教育システム(※)の推進<P51> (※)障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み	○「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進や、異なる学校間の取組に当たった体制整備を含む交流及び共同学習の事例や在り方等に関する情報収集や周知を行うことで、一層の推進を図り、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。[8-(1)-3]<P51> ○障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行う。[1-(2)-1]<P19>【再掲】
			8 障害を理解するためのデリバリー講座の実施	専門機関と連携し、地域や企業等を対象にデリバリー講座を実施し、障害に関する正しい知識の普及促進に努め、障害の理解を深めます。	民間事業者の福祉に関する研修において、市職員が講師となり障害者差別解消法の周知を行うなど、障害の理解の促進に努めました。		
			9 児童に向けたわかりやすいパンフレットの作成	小学生の福祉教育の教材として活用できるパンフレットの作成を行い、障害への理解促進を図ります。	令和3年度に作成した「子ども向けサポートブック(第2版)」を小学校の福祉教育の教材として使用してもらえるように市内小学校へ協議を行いました。		
②障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心して暮らせる仕組みづくり	4)	支援体制の充実	10 相談支援体制ネットワークの構築	委託相談支援事業所連絡会の定期的な開催や、関係機関連絡会との情報共有により、障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりに取り組み、相談体制の充実を図ります。	・相談支援事業所連絡会を開催し、課題についての共有、検討、情報交換等を行い相談体制に充実を図りました。	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築<P43>	○障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。[7-(2)-1]<P43> ○障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえたサービス等利用計画書の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進める。[7-(2)-2]<P43> ○相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進する。また、関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての協議会の運営の活性化を図ることにより、障害者等への支援体制の整備を進める。[7-(2)-3]<P44>
			11 地域生活を支える基盤づくりの推進	緊急時や親亡き後の障害のある人の生活を支えるため、地域生活支援拠点の整備を進めます。 あわせて、重度障害のある人の地域生活を可能とする住まいについて研究し、基盤づくりを推進します。	令和3年度に開所した日中サービス支援型共同生活援助の開所後の運営について、事業者が市へ報告を行い、総合支援協議会にて報告し、委員からの評価を通じて、サービスの質の向上に努めました。	2. 安全・安心な生活環境の整備 (1)住宅の確保<P22>	○障害者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した一層の体制の充実を図る。また、地域で生活する障害者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図る。こうした取組と合わせて、精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まい(注釈18・医療を受けられる環境の整備を含む(6-(1)-7及び7-(3)-8)において同じ。))の確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。[2-(1)-4]<P22>
			12 人材確保の仕組みづくり	教育現場や障害福祉施設等と協力し、学生等の幅広い福祉活動への参加を支援し、働くことへの関心が高まるよう努めます。 また、当事者家族を含め障害を理解する市民が障害のある人の支援活動に参加できるよう関係機関と連携し検討します。	・障害福祉サービスガイドブックを、市ホームページに公開し、当事者団体や障害福祉サービス事業所の活動について、周知しました。 ・佐倉産業大博覧会において、市委託相談支援事業所合同で出展し、障害に関する理解促進を図りました。	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (3)地域移行支援、在宅サービスの充実<P45>	○ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、障害者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組む。[7-(3)-9]<P46>
						7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (7)障害福祉を支える人材の育成・確保<P49>	○社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉専門職について、その専門性や知見の有効な活用を図りつつ、養成及び確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、公認心理師(注釈36・平成30年に第1回国家試験を実施。)等のリハビリテーション等に従事する者(注釈37・理学療法士は「PT」、作業療法士は「OT」、言語聴覚士は「ST」と表記する場合もある。)について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図り、相談支援の質の向上を図る観点から、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進する。また、ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。さらに、障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などに努める。[7-(7)-1]<P49>

目標	施策	事業名	実施内容	令和3・4年度 進捗状況	Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向(11の分野)	
②障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心して暮らせる仕組みづくり	5)	災害時対応等における安全確保に向けた取組	13 障害特性に合わせた避難マニュアルの検討整備	様々な困難が予想される避難所での生活に備え、障害のある人が障害特性に合わせた支援を受けられるよう、 <b>自ら必要な支援を発信できる仕組みや事前の準備、確認事項を整理できるマニュアルの導入</b> を進め、災害時における情報保障、コミュニケーション保障を含めた支援の提供に配慮します。	障害者総合支援協議会の専門部会(生活支援部会)に、「医療的ケア児者の災害対策検討部会」を組織し、医療的ケア児をモデルケースとして避難支援個別計画を作成し、課題抽出を実施しました。	4. 防災、防犯等の推進 (1)防災対策の推進<P31> ○ <b>障害者に対する避難支援などの充実を図るため、福祉や防災などの関係者が連携し、避難確保計画、非常災害対策計画、業務継続計画、個別避難計画等の各種計画の策定や実効性の確保等を促進することにより、当事者参画の下、地域の関係者が協力し、安全な避難先を定めるなど計画策定を通じた災害に強い地域社会づくりにつなげる。</b> [4-(1)-4]<P31> ○ <b>避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、必要な福祉避難所の確保、避難所における障害特性に応じた支援(注釈30・必要な物資を含む。)と合理的配慮、福祉避難所への直接避難等が促進されるよう市町村の取組を促していく。</b> (略)[4-(1)-5]<P32> ○ <b>災害発生後も精神障害や発達障害など障害の特性により障害者が在宅に留まる場合に、必要となる情報の収集や適切な対応が行えるよう、在宅に留まる障害者への支援方法を紹介しているリーフレットの周知</b> に取り組む。[4-(1)-12]<P32> ○ <b>訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持できる体制の整備を図る。</b> [4-(1)-13]<P33>
			14 支援を必要とする障害のある方の実態把握	災害時における安否確認の手段や避難支援についての検討を行うため、 <b>避難行動要支援者名簿</b> に記載されている支援を必要とする障害のある方の実態把握をして、 <b>自治会や防災組織、地区社協等と連携</b> し、対応できるよう努めます。	・避難行動要支援者名簿の更新作業を行いました。 ・医療的ケア児者の災害対策検討部会や地域の自主防災組織との検討会を開催し、災害時でも生活を継続させるために必要な支援等について協議を行いました。	
			15 感染症流行下のサービス提供の継続	新型コロナウイルス感染症流行下において、障害福祉サービスの利用者が引き続きサービスを受けられるよう、事業所に対しての支援を行います。 また、「佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に沿った感染症等に対する正しい知識の周知・啓発を行い、予防策の実践による感染症のまん延予防に努めます。	・新型コロナウイルス感染症緊急支援事業を実施し、PCR検査費用等の補助及び入所者が感染した施設への感染対応支援金を交付し、事業所の感染対策を支援しました。 ・新型コロナウイルスの感染者が発生した際、抗原検査キット、マスク等の衛生資材を配布しました。	
②障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心して暮らせる仕組みづくり	6)	障害のある児童への支援の充実	16 ライフサポートファイルの活用手順の検討	様々なライフステージの変化に対応した支援を継続して行えるよう、 <b>ライフサポートファイルの活用</b> 手順を整理し、関係機関との連携した支援につなげます。	総合支援協議会(療育支援・教育部会)にて、ライフサポートファイルの活用方法において意見集約を行い、フォーマットの見直しや市ホームページへの掲載を行いました。	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (4)障害のあることにも対する支援の充実<P46> ○ <b>障害児の発達を支援する観点から、幼児の成長記録や支援上の配慮に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有</b> するなど、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、発達支援等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行う。[7-(4)-2]<P46>
			17 療育支援コーディネーターによる支援の継続	年齢・発達等に応じた相談支援の充実及び、医療機関や保育施設等の関係機関との連携を強化するため、 <b>療育支援コーディネーターによる支援</b> を継続します。	療育支援コーディネーターを基幹相談支援事業所に配置し、障害児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるように、障害児の保護者からの相談を受けて、医療・福祉・教育等の関連機関との調整等の支援を実施しました。	○ <b>障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく給付その他の支援を可能な限り講ずるとともに、障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、障害児の保育所での受入れを促進する。</b> [7-(4)-1]<P46> ○ <b>発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図る。</b> [7-(4)-3:再掲]<P46>
			18 医療的ケア児の支援に関する協議の実施	<b>医療的ケア児支援</b> のために、家族、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため療育・教育支援部会内の「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」での協議を維持し、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、発達段階に応じた適切な支援が受けられる体制を構築していきます。 併せて身近で支える家族への <b>レスパイトケア</b> や相談などの <b>家族支援</b> に関する協議も継続していきます。	障害者総合支援協議会の作業部会(医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会)を開催し、今後の進め方について協議を行い、医療的ケア児等の名簿の作成、アンケート調査票の作成を行いました。	○ <b>医療的ケア児</b> 及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)に基づき、医療的ケアが必要な障害児等に対して、医療的ケア児支援センターが、相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進する。また、 <b>地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進</b> に努める。[7-(4)-5]<P47> ○ <b>障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児者について、専門的な支援の体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図る。</b> [7-(4)-6]<P47>
				8. 教育の振興 (1)インクルーシブ教育システム(※)の推進 (※)障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み ○ <b>各学校における障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供に当たっては、全ての学びの場において、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を把握し、それに応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望ましいことを引き続き周知する。</b> [8-(1)-6]<P52>		

目標	施策	事業名	実施内容	令和3・4年度 進捗状況	Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向(11の分野)		
③社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	7)	雇用・就労支援の拡大	19 産業界と福祉分野の連携強化	障害のある人の <b>就労促進や定着支援</b> のため、就労に必要な職場環境の整備や、必要な支援体制づくりについて、 <b>産業界と福祉分野の連携</b> について検討を進めます。	・令和3年度から「さくらユニバーサルカンパニーの表彰制度」が創設され、障害者雇用に積極的な企業を表彰しています。 ・障害者総合支援協議会就労支援部会にて、市内工業団地企業を1社見学し今後の連携について協議しました。	9. 雇用・就業、経済的自立の支援 (1)総合的な就労支援<P56> (3)障害者雇用の促進<P57>	○障害者雇用への不安を解消するため、 <b>トライアル雇用</b> (注釈39・障害者を短期の試行雇用の形で受け入れることにより、その後の常用雇用への移行の促進を図ることを目的とする。)の推進等の取組を通じて、事業主の障害者雇用への理解の促進を図る。[9-(1)-3]<P56>  ○ <b>就労移行支援</b> 事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援(施設外支援)等の推進を図る。また、好事例等を収集し周知することで支援ノウハウの共有を図り、就労の質を向上させる。[9-(1)-9]<P57>  ○障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)により、個々の中小事業主における障害者雇用の取組を促進することに加え、既に認定を受けた事業主の取組状況を、地域における障害者雇用のロールモデルとして公表し、認定事業主の社会的認知度を高め、他社の参考とできるようにすることで、中小事業主全体で障害者雇用の取組が進展することを図る。[9-(3)-8]<P58>
			20 障害者就労施設の受注拡大に向けた仕組みづくり	引き続き、 <b>障害者優先調達法</b> に基づき、物品等の発注を推進しつつ、更なる障害者就労施設の受注拡大に向け、関係機関との連携により、作業内容や工程、料金体系を見える化し、発注に必要な情報を効果的に発信する等、民間からの受注拡大に向けた仕組みづくりの構築を進めます。	市役所内で発注可能な案件を検討し、1円玉募金の袋の作成や新佐倉図書館「夢咲くら館」入り口花壇整備等、新規の優先調達案件の推進を図りました。	9. 雇用・就業、経済的自立の支援 (4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保<P59>	○国等による <b>障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律</b> (平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進する。[9-(4)-4]<P59>
			21 農業従事者と福祉分野の連携強化	農業従事者との連携を今後も継続し、イベントを通じた商品販売の場を設け、 <b>ユニバーサル農業の充実</b> に努めます。 また、地域の催し物への参加等が、関係団体の協力を得て広く活動していくことにより、事業の普及・啓発に努めます。	令和3年度より、佐倉産業大博覧会へ障害福祉サービス事業所が出店し、事業所の商品・取り組みを知っていただく機会を創出しました。	9. 雇用・就業、経済的自立の支援 (4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	○障害者等の農林水産業に関する技術習得、多世代・多属性が交流・参加する <b>ユニバーサル農園</b> の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設等の障害者の就労訓練及び雇用を目的とした福祉農園の整備等を推進する(「農」と福祉の連携の推進プロジェクト)。[9-(4)-5]<P59>
	8)	障害のある人の活動支援の促進	22 交流活動や余暇活動への参加支援、活動団体の把握	障害のある人が参加可能なスポーツ・文化活動を行う市内団体の情報を把握し、 <b>情報提供</b> を行うことで、活動への参加を支援します。 また、 <b>スポーツイベントや文化展を開催し</b> 、交流と社会参加を促進します。	・令和3年度から「みんなで知ろう!パラスポーツ」を開催し、パラスポーツの体験や東京パラリンピック2022入賞者をお招きし、交流の場を創出しました。 ・令和4年10月に障害者作品展を開催し、障害のある方の文化的活動の場の確保と、社会参加の促進を図りました。	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備<P61> (2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進<P62>	レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行う。[10-(1)-7]<P62>  2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーをいかし、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくり、パラリンピック等の障害者スポーツの振興を図る。[10-(2)-1]<P62>
			23 とともに活動できる場の創出、移動手段と支援の確保	重度障害のある人の移動手段の確保策の1つとして、 <b>タクシー利用助成等の社会参加支援事業</b> を継続します。 また、障害種別に関わらず外出時に支援の必要な方へ、引き続き <b>移動支援サービス</b> の提供を行います。 さらに、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に準拠して、 <b>ユニバーサルデザインによる安全で快適な歩行環境整備</b> などの推進について関係機関と連携します。	社会参加支援として、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付する助成事業を実施しました。 ・佐倉市障がい者団体等連絡会の「まちのバリア点検会」の活動を市イベントで紹介するなど、啓発を図りました。	2. 安全・安心な生活環境の整備 (2)移動しやすい環境の整備<P23>	○バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路(注釈22・駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路をいう(2-(4)-7及び2-(4)-8において同じ。))において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、 <b>幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善</b> 、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進する。[2-(4)-3]<P24>

目標	施策	事業名	実施内容	令和3・4年度 進捗状況	Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向(11の分野)
					<p>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (3)意思疎通支援の充実&lt;P29&gt;</p> <p>○聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣、設置等による支援や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者、点訳・音声訳を行う者等の養成研修等の実施や若年層を中心とする人材の確保が促進されるよう、高等教育機関等と連携した人材養成等の取組を進めることにより、意思疎通支援者の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。[3-(3)-1]&lt;P29&gt;</p> <p>○情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、障害者等と連携してニーズを踏まえた支援機器の開発の促進を図る。[3-(3)-2]&lt;P29&gt;</p>
					<p>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上&lt;P29&gt;</p> <p>○各府省において、行政情報、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供を徹底し、多様な障害の特性に応じた配慮を行う。[3-(4)-1]&lt;P29&gt;</p> <p>○災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進する。[3-(4)-4]&lt;P30&gt;</p>
					<p>5. 行政等における配慮の充実 (2)選挙等における配慮等&lt;P35&gt;</p> <p>○移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が障害特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、取組事例の周知等を通じて投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組を促進する。また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図る。[5-(2)-2]&lt;P36&gt;</p>
					<p>8. 教育の振興 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実&lt;P55&gt;</p> <p>○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号)及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(令和2年7月策定)等を踏まえ、公共図書館、学校図書館、国立国会図書館、視覚障害者情報提供施設等が連携を図りながら、障害者の読書環境の整備を促進するとともに、図書館サービス人材等の育成を図る。[8-(4)-4]&lt;P55&gt;</p>